

第5章

第5章 計画の円滑な推進に向けて

1 計画の策定及び推進体制

本計画の策定・推進においては、ひとり親家庭等への支援事業の主管課である子育て支援部こども家庭課に限らず、子育て、就労、教育、住宅、人権等各分野にまたがる全庁的な体制が必要であることから、関係課長で構成する「ひとり親家庭等総合支援計画策定連絡調整会議」を設置し、計画策定及び推進を図ることとしました。

また、計画の策定に関しては、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画検討委員会」を設置し、その意見を受けました。

今後の推進にあたっては、庁内関係部署と緊密な連携を図るとともに、母子寡婦福祉連合会などの当事者団体や民生委員・児童委員などをはじめ、教育・保育施設、学校、子育てサポートセンターなどの関係機関や、地域における産業、労働、福祉の関係者や事業者との連携・協力により、施策を効果的に展開していきます。

2 計画の進行管理

6つの基本目標の進捗状況を把握するため、個別事業の主管課へ取り組み状況を照会するとともに、ひとり親家庭の現況届の機会を活用して、相談窓口や支援制度の認知度に関するアンケートを実施します。毎年度、その取りまとめを行い、庁内関係部署による連絡調整会議において計画の円滑な推進のための検証を行います。

また、計画期間満了前に「ひとり親家庭等実態調査」を行い、関係者からも意見を聞いて評価を実施します。

〔個別事業の主管課一覧〕

部・局	課
総務部	国際課
政策推進部	男女共同参画課
経済部	経済政策課
建設部	建築住宅課
市民生活部	市民生活課
市民生活部	生活安全課
市民生活部	市民税課
市民生活部	人権・同和政策課
保健福祉部	福祉総務課
保健福祉部	生活福祉課
保健福祉部	保険年金課
保健福祉部	健康づくり課
保健福祉部	障がい福祉課
子育て支援部	子育て総務課
子育て支援部	保育幼稚園課
教育部	社会教育課
教育部	学校教育課
教育部	学事課

資料編

佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭・父子家庭・寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）から今どのような支援が求められているか、その現状を把握し、ひとり親家庭等総合支援計画の策定及び推進に必要な庁内の連絡調整を行うための会議を設置することを目的とする。

(名称)

第2条 ひとり親家庭等総合支援計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）という。

(所掌)

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひとり親家庭等の現状と課題に関する事
- (2) ひとり親家庭等への支援の促進方策に関する事
- (3) ひとり親家庭等総合支援計画の原案の作成に関する事
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 連絡調整会議は、議長と委員で構成する。

- 2 議長は、こども家庭課長をもって充てる。
- 3 議長は、連絡調整会議を代表し、会議を主宰する。
- 4 委員は、別表に記載する関係課の課長をもって充てる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は子育て支援部こども家庭課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年6月9日から施行する。
この要綱は、平成26年6月2日から施行する。
この要綱は、平成28年1月19日から施行する。
この要綱は、平成29年11月21日から施行する。
この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

別表

部・局	課
総務部	国際課
政策推進部	男女共同参画課
経済部	経済政策課
建設部	建築住宅課
市民生活部	市民生活課
市民生活部	生活安全課
市民生活部	市民税課
市民生活部	人権・同和政策課
保健福祉部	福祉総務課
保健福祉部	生活福祉課
保健福祉部	保険年金課
保健福祉部	健康づくり課
保健福祉部	障がい福祉課
子育て支援部	子育て総務課
子育て支援部	保育幼稚園課
教育部	社会教育課
教育部	学校教育課
教育部	学事課

佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画検討委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、第四次佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討委員会は、本市において母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第12条に基づき自立促進計画を策定するにあたり、広く母子福祉団体その他の関係者の意見を聴取し、計画づくりに生かすことを目的とする。

(組 織)

第3条 検討委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市民代表者、母子福祉団体及びその他関係団体代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

4 委員が欠けたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

6 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長の指名により選出する。

7 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 検討委員会は、必要に応じて会長が招集し、会議に際しては会長が議長職を務める。

(庶 務)

第5条 検討委員会の庶務は、子育て支援部こども家庭課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

2 検討委員会は、計画の完成により解散するものとする。

3 この要綱は、計画の完成により廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画検討委員会委員名簿

	所属等	職名	氏名
1	国立大学法人大分大学 福祉健康科学部	准教授	滝口 真
2	株式会社ピュアライフ (ファイナンシャルプランナー)		西村 久美
3	佐賀市母子寡婦福祉連合会	会長	久米 幸子
4	佐賀県弁護士会	弁護士	半田 望
5	佐賀商工会議所	理事事務局長	八谷 浩司
6	民生委員・児童委員	主任児童委員 連絡部会長	池田 満
7	佐賀公共職業安定所	業務部長	岩本 ゆかり
8	佐賀県立男女共同参画センター	事業部長	西川 宗邦
9	佐賀県ひとり親家庭サポートセンター	相談員	小池 里佳
10	一般社団法人スマイルキッズ (市民代表)		福島 めぐみ

佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画検討委員会開催の経緯

開催日	会議	内容
令和6年 8月23日	第1回	計画策定の趣旨及び計画の位置づけについて 母子家庭等実態調査集計結果報告、意見聴取
令和6年10月28日	第2回	計画骨子案提示、意見聴取
令和7年 2月14日	第3回	パブリックコメント実施状況報告 最終案提示、意見聴取

第四次 佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画

令和7年3月発行

発行 佐賀市 こども家庭課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL : 0952-40-7292